

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成29年8月号 vol.34



早いもので、当事務所も開業して3年が経ちました。
この3年間、少しずついろいろな方たちとの関係を築き上げ、皆さまからたくさんのご意見をいただきながら、事務所も私も成長できていると信じています。
ご縁あって関わらせていただいた方たちから、必要とされる事務所でないかと存在意義はありませんし、私は皆さまから仕事をさせていただいているのだと思っております。
職業会計人としての知識はもちろん、人間的にも日々、磨きをかけるまた一年でありたいです。今後とも、どうぞよろしくお願いたします。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



ここ数年、街の飲食店やコンビニエンスストアでは、外国人労働者の方を多く目にするようになりました。日本で働く外国人労働者の数は4年連続増加しており、ついに100万人を突破、そのうちアルバイトとして働く外国人留学生は約20万人いるそうです。
外国人留学生のアルバイト代にかかる税金は、国によって取扱いが異なるので注意が必要です。

”外国人留学生のアルバイト代は免税になる場合も”

外国人留学生のアルバイト代でも原則は税金がかかり、給与を支払う側は源泉徴収をする必要があります。ただ、その外国人留学生の国との間で租税条約というものがあるものが締結されており、さらに、その条約の中で学生条項というものがあるものが規定されていれば、免税となる場合があります。

特に、外国人留学生の数が多くある国々との取決めは以下のようになっています。

- ・中国 : 免税
- ・ベトナム : 課税(日本国外から支払われるもののみ免税)
- ・フィリピン : 5年間は免税(年間1,500米ドルが限度)
- ・ブラジル : 3年間は免税(年間1,000米ドルが限度)
- ・韓国 : 5年間は免税(年間20,000米ドルが限度)
- ・ネパール : 課税

※ただし、免税の特典を受けるためには、給与が支払われる日の前日までに、税務署に、「租税条約に関する届出書」や「在学する学校が発行する在学証明書」を提出する必要がありますので、ご注意ください！！

「今月の本の紹介」

「小倉 昌男 祈りと経営
～ヤマト宅急便の父が闘っていたもの～」
(森 健 著・小学館)

宅急便の発明者 小倉 昌男氏の魅力がたっぷり詰まった一冊でした。

宅急便の父、行政の規制と闘った闘志、障害者福祉に私財を捧げた篤志家・・・様々な社会的な顔がある中で、実は家族の中でもっとも壮絶なもの闘ってきた人生だったんですね。

残された家族が、小倉氏の想いを受入れ、病を克服し、少しずつ変わっていく様子が、最後にホッとした気持ちにさせてくれました。

「気まぐれ簡単レシピ」

<揚げナスとエビのサラダ>
食欲のない夏、ビールのおつまみにピッタリ！！

- ・むきエビ 200g→水洗いし、水気を拭き取り、片栗粉をまぶす
- ・ナス 4本→縦半分になり、皮に切り目を入れ、斜め1.5センチに切る

- ①ナス、エビを揚げる。
- ②①に、生姜みじん 大2、酢 大3、しょうゆ 大1をかける。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所